

刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は3枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

次の事例を読んで、下の問に答えなさい。

ふだんから酒癖が悪い屋根職人Aは、酒席でBと口論になり、Bに暴力をふるい始めたので、Xが周囲にいた者とともに仲裁に入って、その場はいったん収まった。しかし、Aは、Bに対する憤りを抑えがたく、同じ日の夜9時頃、自宅から全長約80センチメートルの、茅葺屋根に使う業務用屋根鉋を持ち出し、X方や、Bと口論のあった家の付近で、怒鳴りながらBを探していた。Xは、自宅内でAの動静をひそかに見守っていたが、Aが遠ざかる気配であったので、もはやAは自宅の方へ帰ったものと思い、X方奥の8畳間で恐怖のあまり震えていたXの母に向かい、安心させようと、「Aはもう来ねえよ、大したことねえからもう大丈夫だ。」と告げた。ところが、Aは、これを戸外で聞きつけて、X方土間に侵入し、そこに腰かけていたXに対し、「大したことねえとは何だ、この野郎、表に出ろ。」と怒鳴りつけ、Xの左手をつかんで土間入口まで引きずり、X方土間出入口付近に置いてあった上記屋根鉋を両手に持ち、Xに向かい、刃先をXの首近くに突き付け、2、3回チョキチョキと音を立てて鉋を開閉しながら、「この野郎殺してしまうぞ。」と申し向けて威嚇しつつ、その土間の一隅に追いつめた。Xは、じりじりと後退するうちに、つまずいてよろめいたが、その際、右手がその付近の腰かけの上にあった鉋（なた）に触った。Xは、このまま推移すれば本当にAに殺されてしまうと思い、何とか自己の生命身体に対するAの攻撃を排除しなければならない、そのためにはAが死ぬこともやむをえないと考え、とっさに、その鉋を右手につかみ左手で目の前の屋根鉋を払いのけ、鉋でAの頭部をめがけて思いきり切りつけて一撃を加えた。Aは、よろめきながら屋根鉋を落とした後、その場に横倒しになり、動かなくなった。Xは、Aの突然の言動とこれに起因する異常なできごとにより、はなはだしい恐怖に襲われて驚愕・興奮し、狼狽もしていたため、さらに、一瞬のうちにAの頭部・腕等を鉋で3、4回切りつけた。Xのこれらの行為により、Aは頭部切創による大脳損傷を受け、死亡した。Xのいずれの行為がAに致命傷を与えたかは、判明していない。

小問1 正当防衛の成立要件について、簡潔に説明しなさい。

小問2 上の事例におけるXの罪責を論じなさい。

第2問

次の事例を読んで、下の問に答えなさい。

深夜の繁華街を巡回していたK巡査は、X男が、車道に腹ばいになったY男の腰の上に乗し、Yの右腕をねじ上げているのを現認した。Yは、「離せ、離せ」と叫んでいた。Kがそこに駆け寄ると、側にいた2人の男が、いずれもXを指して「この男が、暴れている。止めて下さい。」とKに言った。Kは、「手を離しなさい」とXに声をかけたが、XがYの手を離さないで、Xの手をYからふりほどいて、2人を立たせた。Yは「この人が私をいきなり襲ってきて、倒された。倒れたとき、舗道に顔をぶつけてけがをした。」と訴えた。Yの額には傷があり、出血していた。Kは、Xにも言い分を聴こうとしたが、Xは興奮して「こいつが、こいつが」というだけだった。Kは、XとYに近くの間番まで同行するように求めた。Xはそれを聞くと、足早に現場から立ち去ろうとした。Kは、Xを逮捕する必要があると判断し、Xを追いかけてその身体を拘束しようとした。Xは、それに対して、拳でKの顔面を殴って、逃げようとした。Kは応援に駆けつけたI巡査部長とともに、Xを傷害罪と公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕し、所轄の警察署へ連行した。

警察署についてしばらくすると、Xは冷静になり、司法警察員に対して、次のように語った。「歩道を歩いていたとき、すれ違った男と口論になり、いきなり殴られ、蹴られた。防ごうとしたが、攻撃を止めないので、仕方なく柔道の投げ技で倒した。それでも、男がおとなしくならないでさらに攻撃されそうだったので、押さえ込んで腕をねじ上げた。そこに警察官が来た。しかし、そのときには自分も熱くなってしまって、事情をうまく説明できなかった。交番に來いと言われて、自分が罪に問われるのではないかと怖くなり、逃げようとしてしまった。」司法警察員は、翌日、Xを検察官に送致した。検察官Pは、その日のうちに、Xの勾留を請求し、勾留状が発せられた。

勾留請求のあった日に、Xの妻の依頼を受けた弁護士LがXと接見し、弁護人に選任された。Lは、検察官Pに面会して、今後、Xを取り調べるのであれば、すべての取調べの状況を必ず録音・録画することを申し入れた。X自身もPに対して、そのように求めた。

その後の捜査によって、Yとの関係についてはXの言い分がほぼ裏付けられた。そのため、検察官Pは、Yに対する傷害については正当防衛が成立するので、起訴することはできないと判断した。その後も、K巡査に対する公務執行妨害について捜査を続けた。

- 小問1 刑事訴訟法上、現行犯人は令状なしに逮捕することが許される。それはなぜか、簡潔に述べなさい。
- 小問2 Xには、公務執行妨害罪が成立するか。
- 小問3 検察官Pは、弁護士Lと被疑者Xが求めるように、Xに対するすべての取調べの状況を録音・録画するべきか。現行法の被疑者取調べに関する規定、取調べを録音・録画することによる得失などを考慮して論じなさい